

詳細条件審査型一般競争入札の実施に係る掲示

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

- 1 掲 示 日 平成24年6月1日（金）
- 2 掲示責任者 独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部
千葉ニュータウン事業本部 本部長 佐々木 公陽
- 3 担当支社 〒270-1340 千葉県印西市中央南一丁目501番地
独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部
千葉ニュータウン事業本部 業務部 総務経理チーム
電話0476-46-8908
- 4 工事概要
 - (1) 工 事 名 千葉北部地区5駅圏道路整備他工事他1件
(枠組み協定一括入札) (電子入札対象案件)
 - (2) 工事場所 千葉県印西市武西学園台、中央北、中央南、小倉台、泉、鹿黒、大森地先外
 - (3) 個別工事概要
 - ① 当初工事
(工事名) 千葉北部地区5駅圏道路整備他工事
(工事内容)
実施設計1式 (設計・地質調査)
整地工 盛土工V=12万m³、地盤改良工1式、擁壁工H=3.5mL=60m
排水工 φ150～1,650 L=7,060m
道路工 W=3.5～18.0m L=4,870m (歩道・車道)
舗装工A=34,610m²
真空集塵撤去工1式 (上屋6箇所、投入口6箇所、貯留槽6箇所、管20m)
測量 (埋標) 1式
(工期) 契約締結日の翌日～平成25年9月30日
ただし、一部完成範囲は平成25年2月28日まで (詳細は図面特記仕様書による。)
一部完成範囲は平成25年3月15日まで (詳細は図面特記仕様書による。)
一部完成範囲は平成25年6月30日まで (詳細は図面特記仕様書による。)
 - ② 契約予定工事
(工事名) 千葉北部地区平成25年度公共和泉草深線 (草深工区) 道路他工事
(工事内容)
道路工 W=25m L=670m
舗装工A=14,200m²
測量 (埋標) 1式

(工期) 平成25年4月～平成26年2月まで(予定)

(4) 工事実施形態

- ① 本工事は、千葉ニュータウンにおける千葉ニュータウン中央駅周辺部（5 駅圏）に係る道路整備他工事である。本工事は、本工事は、基本設計等に対する実施設計を実施し、施工を行う設計・施工一括発注方式の試行工事である。
- ② 本工事は、申請時に「企業の技術力」について記述した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（タイプB）の工事である。
- ③ 本工事は、契約締結後（契約予定工事に関しては協定締結後）に施工方法等の提案を受ける契約後VE方式の試行工事である。
- ④ 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムにより難しいものは、当機構首都圏ニュータウン本部千葉ニュータウン事業本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札の承諾申請に関しては、首都圏ニュータウン本部千葉ニュータウン事業本部総務経理チームに承諾願を提出して行うものとする。この場合において、承諾願の様式及び添付書類並びに紙入札承諾の基準については、電子入札運用基準（電子入札ホームページ <http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/>）にて公開）による。
- ⑤ 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
- ⑥ 本工事は、入札価格の積算内訳において、一定の基準に満たない者に対しては、項目の追加等による厳格な低入札価格調査を実施する試行工事である。
- ⑦ 本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約をおこなう場合、監理技術者と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
- ⑧ 本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）または、単体業者を契約の相手とする工事である。
- ⑨ 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
- ⑩ 本工事は、当初工事と契約予定工事の一括競争入札により落札者を決定し、各工事の契約に関する事項等を定めた協定を締結した後に、協定に基づき工事請負契約を締結する枠組み協定型一括入札方式の試行工事である。

5 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構関東東地区における土木工事に係る平成23・24年度の一般競争参加資格について、土木工事A等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都圏ニュータウン本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (5) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において重大な瑕疵が認められるにも係らず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (6) 上記4に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
- (8) 千葉ニュータウン事業本部発注工事の工事成績について、資料の提出期限日前1年以内の期間において60点未満のものがないこと。
- (9) 平成14年度以降に、元請として施工を完了したもののうち、次の条件を満足する工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。

①道路整備工事で、施工延長700m以上の工事。

【単体の場合】・・・①の実績を有すること

【共同企業体の場合】・・・全ての構成員が①の実績を有すること

施工実績として認定する発注機関については、公共機関（機構、公団、国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

- (10) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当工事に専任で配置できること。

なお、共同企業体の場合は、構成員それぞれが専任で配置できること。

- ① 平成14年度以降に、担当技術者（一級土木施工管理技術士の有資格者）以上の技術者として下記に掲げる工事の経験を有するものであること。また、配置予定技術者の実績工事における従事期間は、次に掲げる工事の数量条件を満たす従事期間であること。

・道路整備工事で、施工延長700m以上の工事。

施工実績として認定する発注機関については、公共機関（機構、公団、国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

- ② 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・1級建設機械施工技士の資格を有する者
- ・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）または林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者
- ・これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

- ④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、競争参加資

格確認資料提出以前に3か月以上の雇用関係にあることをいう。

- ⑤ 実際の施工に当たって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。なお、特別な場合において、やむを得ず変更する場合は、上記①から④の条件を満たす技術者を配置すること。
- ⑥ 配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。ただし、その場合3名を限度とする。（共同企業体の場合は、各構成員それぞれ3名を限度とする。）
- (11) 当機構が関東地区で発注した工事種別「土木」（同期間内に協定方式による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において、平成22年4月1日から資料の提出期限までの間に、調査基準価格を下回った価格をもって契約した工事で68点未満の工事成績評定結果を通知された者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む）においては、次の条件を満足していること。
 - ①当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し低入札価格調査中の者でないこと。
 - ②当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
- (12) 低入札価格調査対象となった場合には、主任技術者又は監理技術者と同等の要件を満たす専任の技術者を1名以上追加配置できること。（共同企業体の場合は、各構成員が専任の技術者を1名追加配置できること。）なお、追加配置する専任の技術者名等については、低入札価格調査時に資格要件等の確認が出来る書類を添付して報告できること。
- (13) 次に掲げる基準を満たす実施設計の管理技術者を当該工事に配置できること。

シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格保有者（道路部門または下水道部門）あるいは技術士（建設部門または上下水道部門、総合技術監理部門（建設部門または上下水道部門））又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

また、管理技術者は、契約書第10条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者を兼ねることができる。

(14) 共同企業体の場合の登録申請等

① 登録申請

本工事の競争入札に参加を希望し、7(2)の申請書及び資料を提出しようとする共同企業体は、事前に当機構の所定様式による「共同請負入札参加審査申請書」、「特定建設工事共同企業体協定書」及び「委任状」（以下「特定JV登録申請書等」という。）を提出しなければならない。

② 「特定JV登録申請書等」の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成24年6月1日（金）から平成24年6月8日（金）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで（提出日時は、事前予約すること）

提出場所：〒270-1340 千葉県印西市中央南一丁目501番地

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部

千葉ニュータウン事業本部 業務部 総務経理チーム

電話0476-46-8908

提出方法：持参するものとし、郵送その他によるものは受け付けない。

申請書は、特定JVデータの登録後、電子入札システムにより提出することができる。（使用するICカードについては、電子入札運用基準8-4を参照）

申請書及び資料の提出は、「特定JV登録申請書等」受領した日から水曜日を経過した日（木曜日）より提出できる。

なお、上記期間内に「特定JV登録申請書等」を提出しない場合又は競争参加資格がないと認められた場合は、本工事の競争入札に参加することはできない。

(15) 共同企業体の構成基準

① 構成員の数及び組合せ

当機構関東地区における平成23・24年度の一般競争指名競争参加資格土木工事A等級の認定を受けている者どうし2社の組合せとする。

② 構成員の技術的要件

イ 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

ロ 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

ハ 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③ 出 資 比 率

各構成員とも、30%以上の出資比率であること。

④ 代 表 者 要 件

代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であってかつ、出資比率が最大であること。

(16) 認定資格の有効期限

認定の日から本工事が完成する日までとする。

ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

(17) その他

① 共同企業体の名称は、「〇〇・〇〇建設工事共同企業体」とする。

② (15)②（上記、(15)共同企業体の構成基準②）に該当する工事経歴書を添付すること。

6 総合評価に関する事項

(1) 入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、下記(2)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が2名以上ある時は、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定

価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- (2) 評価値は、価格評価点、技術評価点を合算した数値とし、技術評価点の算出は、各々の評価項目における評価点を合算した数値に、設定した最大加算点となるように比例配分により算出する。

なお、技術評価点の最高点数は40点、施工体制等評価点の最高点数は30点とする。

評 価 値 = 価格評価点 + 技術評価点 + 施工体制等評価点

価格評価点 = $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

- (3) 技術評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

- ① 企業の施工実績
- ② 配置予定技術者の施工実績
- ③ 施工計画（及び配置予定技術者のヒアリング）
- ④ 施工体制等

- (4) 失格要件

「施工計画」が、未提出、白紙提出の場合は、提出書類不備による失格とする。また、「簡易な施工計画」の内容に著しい不備などがあり、安全面、品質面等で適切でないことが明らかである場合は、失格とすることがある。

- (5) 評価内容の担保

- ① 落札者の提示した施工計画は、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに総合評価計画書を提出し、請負者、工事監督部署、発注部署の三者により、計画書の内容を確認するものとする。
- ② 施工計画の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。
- ③ 受注者の責により入札時の施工計画の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして工事成績評定点を最大15点減ずることとし、未実施項目毎に点数を減ずるものとする。

7 入札手続等

- (1) 設計図面及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法

設計図面及び現場説明書等の交付を希望する場合は、まず、別添のFAX専用の交付申込書(末尾に添付)にて以下の期間までに申し込むこと。

※設計図面等の交付方法については、下記①、②のいずれかを選択し交付申込書の□を塗りつぶすこと。

①設計図面・現場説明書のPDFデータをCDに収録したものを無償交付。

②設計図面を機構内コピーセンターで有償印刷、現場説明書はPDFデータをCDに収録したものを無償交付。

但し、どちらの場合も送料は実費とする。

総務経理チームにてFAX受領後、購入申込書を独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部千葉ニュータウン事業本部コピー受託業者である「株式会社千葉測器」(以下「コピー受託業者」という。)に回付した時点で、申込者とコピー受託業者との間で入札説明書等販

売契約が成立するものとする。

コピー受託業者は、FAX受領後3営業日後（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、入札説明書等が申込者に到着するように発送する。3営業日を過ぎても入札説明書等が到着しない場合は、総務経理チームに電話にて確認すること。

なお、入札説明書等の交付に当たっては、実費及び送料を徴収することとし、代金については、入札説明書等に同封するコピー受託業者発行の請求書により、銀行振込等にてコピー受託業者に支払うものとする。（交付①の場合は、着払いの送付とする。）

【受付期間、申込先、送信先、問合せ先】

受付期間：平成24年6月1日（金）から平成24年6月18日（月）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時まで

申 込 先：独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部 千葉ニュータウン事業本部
コピー受託業者 株式会社千葉測器

送 信 先：FAX 0476-46-2691（千葉ニュータウン事業本部業務部総務経理チーム）

問合せ先：独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部 千葉ニュータウン事業本部
業務部総務経理チーム 電話0476-46-8908

(2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成24年6月1日（金）から平成24年6月18日（月）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から正午及び午後1時から5時まで

※ただし、5(14)②にある期間に提出された「共同請負入札参加審査申請書」のデータが登録された後に提出可能となる。

提出場所：〒270-1340 千葉県印西市中央南一丁目501番地
独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部
千葉ニュータウン事業本部 事業部 工事チーム
電話0476-46-8946

提出方法：申請書の提出については、電子入札システムで行い、資料の提出は、事前に提出日時を予約の上、内容を説明できる者が持参すること。

ただし、発注者に紙入札の承諾を得た場合については、申請書についても下記に示す提出場所まで持参すること。なお、持参に当たって、資料提出の3日前迄に下記に示す提出場所へ提出日時を連絡し、内容を説明できる者が持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。（詳細は入札説明書による）。

(3) 入札書の締切及び開札の日時及び場所等

入札の締切日時：① 電子入札システムによる場合

平成24年7月25日(水) 午前10時から正午まで

② 紙により持参する場合

平成24年7月25日(水) 正午までに持参すること。

開札の日時：平成24年7月26日(木) 午後2時

開札の場所：〒270-1340 千葉県印西市中央南一丁目501番地
独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部
千葉ニュータウン事業本部総務経理チーム

(4) 落札者の決定日

落札者の決定は、開札後、施工体制等の確認のためのヒアリングを実施した後とし、平成24年8月1日（水）を予定している。

8 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(2) 入札の無効 本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定は6(1)による。

(4) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記5(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記7(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 工事請負契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがある。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

②当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④1者応札又は1者応募である場合はその旨
- 3) 当方に提供していただく情報
 - ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- 4) 公表日
 - 契約締結日の翌日から起算して72日以内
- (8) 申請書及び資料に関する問い合わせ先
 - 独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部
 - 千葉ニュータウン事業本部 事業部 工事チーム
 - 電話0476-46-8946
- (9) 入札及び契約に関する問い合わせ先
 - 独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部
 - 千葉ニュータウン事業本部 業務部 総務経理チーム
 - 電話0476-46-8908

以 上

FAX 申込書

独立行政法人都市再生機構 千葉ニュータウン事業本部
設 計 図 面 等 交 付 申 込 書

申込日：平成 年 月 日

工 事 件 名		千葉北部地区5 駅圏道路整備他工事他1 件
設計図面等の種類		※どちらかの□を塗りつぶして下さい。 ☐ 設計図面及び現場説明書等をCDによる無償交付で申し込む。 ☐ 設計図面を紙による有償交付、現場説明書をCDによる無償交付で申し込む。
申 込 者	会 社 名	
	住 所 (送 付 先)	〒 —
	担 当 部 署 名 担 当 者 氏 名 連 絡 先	電話番号 — —
そ の 他	特定の配送日を指定する場合等は、こちらにご記入ください。	

※ 図面等を平日正午までにお申込みの場合は、3 営業日後までにお手元に到着する予定で発送いたします。

【申込先】独立行政法人都市再生機構千葉ニュータウン事業本部コピー受託業者
株式会社千葉測器

【送信先】FAX 0476-46-2691（注：この番号は、総務経理チームのFAX番号）

【問い合わせ先】独立行政法人都市再生機構千葉ニュータウン事業本部
業務部総務経理チーム TEL 0476-46-8908